

## 議会改革調査特別委員会研修視察報告書

1. 実施日 平成 28 年 8 月 10 日 (水)

2. 参加者

委員長	青木 満	副委員長	川島 定夫
委員	河内 初光	委員	金谷 勝美
委員	都丸 裕史	委員	須田 敏彦
委員	浅野 正己	委員	宮永 万里子
委員	田邊 信雄	委員	津久井 明人
委員	渡邊 明	委員	森 昌彦
議長	金井 茂夫	事務局長	金井 伯夫
事務局	角田 恵梨		

3. 視察地 長野県軽井沢町議会

4. 交通機関 貸切バス

5. 視察結果 別紙のとおり

## ◎視察内容：議員研修について

### 【市の概要】

軽井沢町は長野県の東端、群馬県境に位置し、浅間山（標高 2568m）の南東斜面、標高 900～1000m地点に広がる高原の町です。

町のシンボリック的存在である浅間山は、町に北側の優美な稜線を見せてそびえ、東から南にかけて鼻曲山、留夫山（とめぶやま）、矢ヶ崎山、八風山などの、1000メートル級の山々が連なり、これらの山間には古くから信州と関東を結んできた碓氷峠はじめ、入山峠、和美峠などがあり、街の西側はなだらかな傾斜で佐久平へと続いています。

面積の約半が上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国立公園にあり、軽井沢の自然は町はもとより日本の財産として大切に保護されています。

### 【「軽井沢町議会議員の研修に関する条例」の制定経過】

平成 15 年設置の「議会改革検討特別委員会」で、議会改革について検討を重ね、平成 16 年 12 月定例会で報告書を提出した。

その報告書のなかで、何よりも大切なものは地方議会の自主性の強化であり、そのためには議員の審査能力、政策形成能力を高めることが求められている。そこで、これまで慣例で行ってきた先進地視察、研修会等を条例で明文化し、体系的視察・研修を実施することにより、議員の資質の向上、議会活動の活性化を図るため、議員研修に関して必要な事項を定めたものである。

なお、研修計画は、議長が年度当初に議運に諮って作成するとある。（参考資料 1～3）

### 【「軽井沢町議会基本条例」制定の経過】

軽井沢町議会基本条例は、議会改革検討特別委員会での協議、全員協議会での説明、町執行部等々の調整、パブリックコメント、その他関係事業として議会改革フォーラムなどを行い、平成 23 年 3 月基本条例制定に至る。

○条例は前文、本文 22 条及び附則で構成し、平成 23 年 4 月 1 日より施行

#### ○制定の意義

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主的・自立性が求められる中、軽井沢町議会は町政の主役である町民の負託に応えるため、町民等の参加型の議会を目指し議会改革を継続し発展させるため本条例を制定した。

議会の果たす役割として、議会は活力あるまちづくりと町民等全体の福祉の向上に向け、政策立案能力を高め、意思決定機関としての使命を果たし町民の活発な地域活動を尊重し、積極的な情報の公開、政策に対する町民等の参加の推進、町長等への監視機能の強

化や健全な緊張関係を保持し、町民とともに歩むことで国際親善文化観光都市である軽井沢町にふさわしいまちづくりを推進する。

## 【まとめ】

軽井沢町議会では、委員会条例の規定により議会改革検討特別委員会を設置し、「開かれた議会」「信頼される議会」を目指し、議会に求められている役割、機能のさらなる充実強化を図るための検討や新たな活性化を図る方策など「今後の議会のあるべき方向性を探る」ことに取り組んでいました。第1次議会改革検討特別委員会の設置から、現在の第4次特別委員会までの間に通年議会の実施や議会基本条例の制定、予算、決算委員会の設置など多くの改革を行っていました。

今回の視察の目的である「議員の研修に関する条例」については、平成15年設置の第1次特別委員会で議会改革について検討を続け、「議員研修条例」を制定し、「研修の義務化」と言う提案のもとで条例制定に至っています。

条例では先進地視察や研修等を明文化し、体系的な視察、研修を実施することにより、議員の資質の向上、議会活動の活性化を図るため、議員研修に関して必要な事項を定めていました。

実施計画では、無料や安価で受講できる研修や新人議員・ベテラン議員も基礎を学び直すなど工夫していました。特に一般研修の新人研修や全議員を対象とした議員必携での研修や会議規則、委員会条例、先例集、申し合わせ事項など新人の即戦力化とベテラン議員のマンネリ化防止策など議会内でできる対応でありました。

今後の方向性として、研修条例の制定を含め、研修体制の整備に全力を傾けるとともに、議会改革を進める方向性について、議員全員で確認し認識を共有することが必要と感じました。

## 軽井沢町議会議員の研修に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、軽井沢町議会議員（以下「議員」という。）の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (研修の種類等)

第2条 研修の種類、対象者及び研修内容は、別表のとおりとする。

### (研修の実施計画)

第3条 研修の実施計画は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、別表に掲げる専門研修のうち委員会所管研修は除く。

### (研修の義務)

第4条 議員は、努めて前条の研修に参加しなければならない。

### (研修の申出)

第5条 議員が別表に掲げる以外の研修を希望するときは、議長に申し出るものとする。

### (講師等)

第6条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度依頼する。

### (研修の報告)

第7条 議長は、研修に参加した議員に対し、特に必要があると認めるときは、その成果を文書で報告させることができる。

2 議長は、前項の報告書を公表することができる。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別表) (第2条関係)

研修の種類		対象者	研修の内容
一般研修	新議員研修	新議員	議員として必要な基礎知識を習得する研修
	役職議員研修	役職議員	議長、副議長、委員長及び副委員長としての役職に関する知識を習得する研修
	全議員研修	全議員	県議長会及び郡議長協議会が主催する研修
専門研修	委員会所管研修	各委員会委員	委員会所管事項に関する研修 (視察研修を含む。)
	実務研修	全議員	議員として必要な実務に関する研修
	課題研修	全議員	当面の課題についての研修

軽井沢町議会議員の研修に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、軽井沢町議会議員の研修に関する条例（平成18年輕井沢町条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の実施計画)

第2条 条例第3条に規定する研修の実施計画は、条例第2条の規定による研修の種類のうち、当該年度に必要なものについて定めるものとする。

(研修の報告)

第3条 条例第7条第1項の規定による研修の報告は、研修報告書（別記様式）により、当該研修終了後議長に提出しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式省略